

訪問看護（介護予防訪問看護）サービス重要事項説明書

1. 開設者

名称	日本赤十字社
代表者	社長 清家 篤
住所	東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 3 号
電話	03-3438-1311

2. 事業所の概要

事業所の名称	日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション		
指定事業所番号	長崎県知事指定第 4260490125 号		
事業所の所在地	長崎県諫早市多良見町化屋 986 番地 2		
管理者	片岡 笑		
電話	0957-47-6344	FAX	0957-47-6399
サービス提供地域	当事業所を中心に半径 10km 圏内及びその近郊 ただし、特殊な事情がある場合はこの限りではない。 その他の地域については応相談		
営業日	月曜～金曜（土・日・祝日休み） ※赤十字創立記念日（5/1）、年末年始（12/29～1/3）は 休み		
営業時間	8：30～17：00 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備し、必要に応じて緊急訪問看護を行う。		

3. 当事業所の職員体制

管理者：看護師 1 名 看護職員：看護師 4 名 事務員：1 名

4. 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの概要

訪問看護は、医師の指示により看護師が在宅を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスです。

1）サービス内容

- (1) 病状、障害、日常生活の状態や療養環境の観察
- (2) 清拭、洗髪、足浴、入浴介助等、清潔援助
- (3) 食事介助、排泄介助、歩行介助等、日常生活動作の援助
- (4) 褥瘡予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 精神的支援

5. 看護体制

受け持ち看護師を中心に、計画的にサービスを提供していきます。受け持ち看護師は職員の異動等により変更させていただく場合があります。また、当ステーション看護師がチームとして全員で関わりますので、受け持ち以外の看護師も訪問いたします。

6. 緊急時訪問看護の対応について

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

7. サービス利用基本料金および利用負担

1）負担金

(1) 介護保険

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める介護給付費を負担率に応じ、1割、2割または3割を負担していただきます。利用料金は別紙をご参照下さい。

(2) 医療保険

利用者負担金は、医療保険関係法令で定める医療給付費を自己負担割合に応じ、1割、2割または3割を負担していただきます。利用料金は別紙をご参照下さい。

(3) 訪問看護指示書料金

訪問看護を実施するにあたり、主治医からの指示書が必要となります。訪問開始時及び更新時は利用者様の各種保険一部負担金に応じて文書料金が発生いたします。

(4) 交通費

10km 圏内：無料
11km 以上：1km につき 100 円（最大 500 円まで）

車での訪問になりますので、駐車場についてご相談することがあります。

2) 支払方法

利用者負担金は翌月中旬に請求書をご自宅に郵送いたします。指定口座にお振込みいただくか、日本赤十字社長崎原爆諫早病院会計窓口にてお支払い下さい。

8. 当事業所の特徴

当ステーションは、医療保険または介護保険による訪問看護を行うことができます。

1) 運営の方針

- ・ 当事業所の看護師は、医師の指示のもとに対象者の心身の特性を踏まえて健康状態の維持回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅生活が継続できるように支援します。
- ・ 事業の実施にあたっては、日本赤十字社長崎原爆諫早病院、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2) 緊急時対応方法

- ・ 利用者の病状に急変、その他救急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡して、適切な処置を行います。

3) その他

- ・ 病状の急変や緊急性に応じ、予定訪問時間の変更をお願いすることがありますのでご了承ください。
- ・ 訪問看護の際、当ステーションの看護師と共に当院の看護師又は看護学生が同行する場合があります。ご協力をお願い致します。その場合事前にお知らせ致しますが、同行を拒否することもできます。拒否したことを理由に訪問看護や診療上の不利益は発生いたしません。

9. 職員研修

併設の日本赤十字社長崎原爆諫早病院の看護職員教育・研修に参加し、看護の質の向上に努めます。またその他訪問看護に係る研修に参加しています。

10. 高齢者虐待防止法

ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上、適切な支援の実施に努めます。
- 2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 3) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 守秘義務

従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族に関する秘密を保持します。
契約終了後も同様です。

12. 個人情報の保護

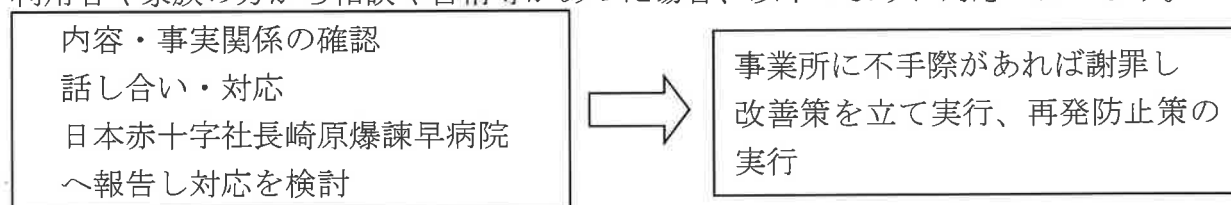
- 1) 当ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理いたします。
- 2) 当ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとします。

13. 相談・苦情

- 1) 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口は以下のとおりです。

連絡先名	連絡先	担当者（部）
日本赤十字社長崎原爆諫早病院 訪問看護ステーション	0957-47-6344	片岡 笑
日本赤十字社長崎原爆諫早病院	0957-43-2111	総務課
諫早市役所	0957-22-1500	高齢介護課
長崎市役所	095-822-8888	介護保険課
長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-1599	苦情相談窓口

- 2) 利用者や家族の方から相談や苦情等があった場合、以下のように対応いたします。



14. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。尚、具体的な対応については、緊急マニュアルによって行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

15. 賠償責任

当ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。